

視能訓練士学科 3 年制課程 学科細則

(目的)

第 1 条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

第 2 条

1. 進級できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率 90%以上でなければならない(学則第 10 条 2 項より)。
2. 学則第 10 条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 成績評価は、本試験を 8 割、平常評価を 2 割として行なう。但し、別基準の科目に関しては、担当講師より事前に説明を行なう。成績評価が不合格(59 点以下)の科目については、再試験を行うがその成績評価には平常点は含まない。
4. 再試験の評価が、不合格(59 点以下)の場合は、当該科目の単位を取得することが出来ない。
5. 最終的な進級判定は学則及び上記 1、2、3、4 項に基づき、学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置(留年)となる。

(臨地実習に関する方針)

第 3 条

1. 臨地実習への参加については、実習前試験の成績などを基に専門知識、態度などで総合的判定する。
2. 臨地実習Ⅱ(2026 年 1 月 19 日開始予定)の参加するものは、2 年次始講から 12 月末までの出席率が 90%以上であること、また、2 年次後期開講科目「視能検査学実習Ⅲ」の単位認定試験である臨地実習前試験に合格することを原則とする。
3. 臨地実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに参加する際は、「個人情報保護に関する誓約書」を遵守すること。

(卒業判定に関する方針)

第4条

1. 卒業できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない（学則第10条2項より）。
2. 総授業科目の出席すべき日数とは、単位履修科目及び指定補講、学科行事、臨地実習期間中の登校日をさす。
3. 本学科の「国家試験対策演習Ⅶ(2単位)」単位履修試験は、科目試験と1月から実施する模擬試験、卒業試験等をふくめ総合的に判断する。
4. 最終的な卒業判定は、学則および上記1、2、3項に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において総合的に判定する。

(学外活動に関する方針)

第5条

1. 学外活動には医療系養成校学生として適切な身嗜み・態度で参加すること。
2. 学外活動とは臨地実習Ⅰ・臨地実習Ⅱ・臨地実習Ⅲに加え、カリキュラム内での学外での活動を指す。
3. 不適切な身嗜み・態度の際、引率教員が参加の可否を決定する。

附則

この細則は令和7年4月1日から施行する。